

平成24年(ワ)第49号、第133号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面8

2013年3月15日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士板井



弁護士河西龍太郎



弁護士東島浩



弁護士桝島敏



弁護士長戸和



記

第1 被告国の求釈明の内容

1 第2回口頭弁論調書によれば、被告国の原告らに対する求釈明として、「被告国に対して、本件原発施設を操業させないことを求めているが、被告国は本件原発施設を設置管理していない。行政権限の行使による操業停止行為を求めているのであれば、行政処分の発令を求めることとなり、民事訴訟としては不適法である。また、法的拘束力のない行政指導ないし事実行為の実施を行うことが、操業停止とどう結びつくのか明らかにされたい。」と記載されている。

2 上記求釈明の趣旨は、要するに、

① 国の行為に関し、行政処分といった権力的行為に関しては、行政訴訟によるべきであり、民事訴訟としては不適法であることを前提として、原告らに対し、本件民事訴訟の手続において原告らが求めている被告国との行為は、権力的行為か非権力的行為か否かの確認、
及び

② 仮に原告らが被告国に対して求めている行為が行政指導ないし事実行為の実施といった非権力的行為であるならば、それと被告九州電力による操業停止とは、いかなる関連性を有するのかという点についての説明
を求めているものと思われる。

以上に関しては、これまでに提出した準備書面及において、既に明らかにしているところではあるが、以下、補充的に説明することとする。

第2 原告らが求めている國の行為の性質

1 原告らは、被告国に対して、本件原発施設を操業させないことを求めているが、本件原発施設を設置管理しているのは、被告九州電力であって、被告国ではない点は、認める。

2 原告らは、準備書面3において、「国策民営」として、原子力政策を強力に

推進する被告国と、その下で現実に原子力発電を実施する電力各社は、「原子力発電を行うという目的において完全に一体をなしているのであって、このような被告国と電力各社との共同行為性が加害の構造を基礎付ける最大の特徴である」と指摘した。

そして、準備書面5においては、被告国と電力各社との共同行為性に関し、「被告国は、特別の法令に依拠しない行政指導ないしは事実行為を行うことによって原子力政策を実現させてきた」と指摘した。

すなわち、電力会社による原発施設の操業は、被告国の行政権限の行使によるのではなく、行政指導ないし事実行為の実施といった非権力的行為によつて実現されているというのが実態であり、原告らは、この実態に即して、被告国に対し、本件原発施設を操業させないことを求めているものである。

かかる実態は、福島第一原子力発電所事故後に浜岡原発の運転を停止させた事実一つをとっても、周知の事実である。

3 そのため、原告らは、その実態を明らかにするべく、今後の主張予定を述べてきたものである。

第3 被告国の行為と被告九州電力による操業停止との関係

この点は、上記第2で述べた実態を明らかにすることが回答になる。

すなわち、被告国の行政指導ないし事実行為の実施といった非権力的行為と被告九州電力による操業停止とは、いかなる関連性を有しているのか、という点に対する回答は、原告らが今後明らかにすると主張している「電力会社による原発施設の操業は、被告国の行政権限の行使によるのではなく、行政指導ないし事実行為の実施といった非権力的行為によって実現されているという実態」の裏返しであり、かかる実態を明確にすることで、操業停止との関連性も明らかになるという関係になる。

以上